

I 条例制定の取組みの概要

1 条例制定の目的

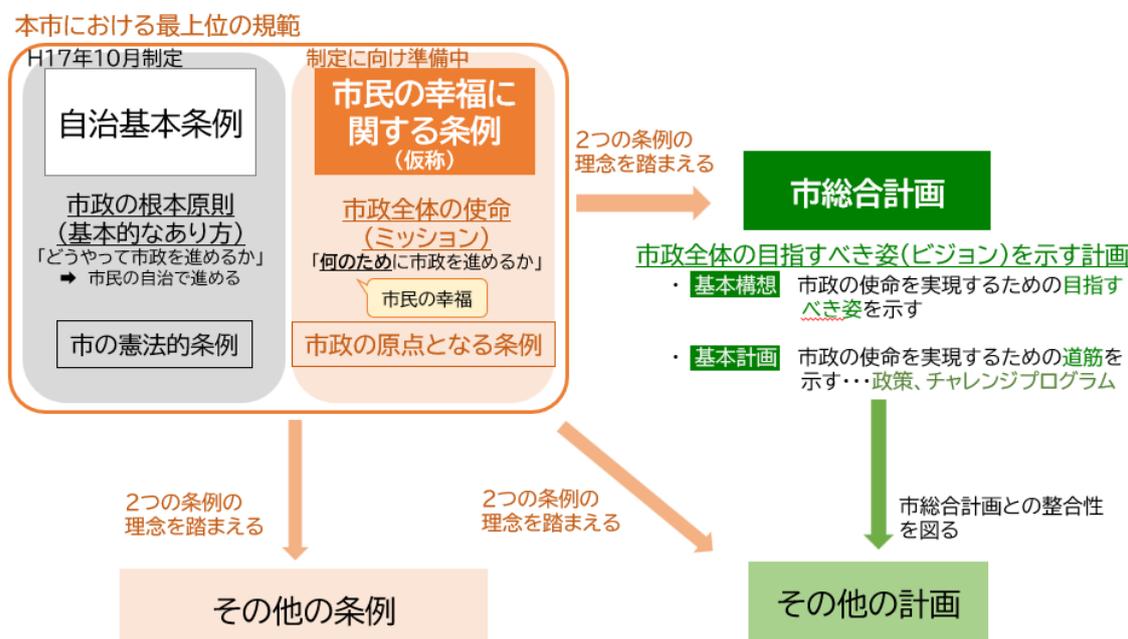
「なぜ、この条例を作るのか」

「市民の幸福実感（ウェルビーイング）を向上させ、最大化していく」ことを市政全体の使命（ミッション）として明確化、市内外に宣言

➔ 統一した視点・価値観で市政を進めることを可能にする

2 条例の位置付け

- ・ **市政全体の使命**（ミッション）を明らかにするもの
- ・ 自治基本条例と並び、本市の**最上位に位置付けられる規範**（きまり）



市政全体の使命を明らかにすることで、『市民の幸福実感(ウェルビーイング)』の向上、最大化が図られるかという統一の視点・価値観で判断でき、総合的に市の政策を推進しやすくなり、効果的にふるさとづくりを進められます。

3 条例をつくる上での工夫点

「わかりやすさを重視」

越前市民の幸福に関する条例（仮称）は、市民の権利・義務や行政手続を定める条例でなく、より多くの人に知っていただける条例を目指していることから、内容の理解しやすさ、読みやすさを重視し、作成を進めています。

- ▶ 法令用語・表現に縛られず、なるべく一般的でわかりやすい用語・表現を用いています。
- ▶ 法令的な知識がなくても条文の内容が把握しやすくなるように、それぞれの条文に付ける「見出し」の工夫などを行っています。